

医療・福祉施設等食材費高騰対策応援金 申 請 要 領

【申請受付期間】

令和7年8月18日（月）～令和7年10月1日（水）

- ※ WEB申請又は郵送により申請してください。（持参不可）
- ※ 申請は、1施設につき1回限りです。
- ※ 1法人で複数の施設を運営している場合は、まとめて1回で申請してください。
- ※ 提出された申請書に不備等がある場合は、早急な修正をお願いします。

【お問合せ先】

医療・福祉施設等食材費高騰対策応援金コールセンター

TEL：089-907-6510

午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

【提出先】

＜WEB申請の場合＞

下記いずれかの方法により専用ページにアクセスし申請

- ① 愛媛県ホームページ「医療・福祉施設等食材費高騰対策応援金について」の「WEB申請はこちら」リンクをクリック
- ② WEB申請ページ URL を入力

<https://ehime-iryofukushi.form.kintoneapp.com/public/web-shinsei-0818>

＜郵送の場合＞

〒790-0914

愛媛県松山市三町三丁目 12-13 伊予鉄三町ビル 1 階

「医療・福祉施設等食材費高騰対策応援金」事務局 宛

【業務委託】

申請に係る受付、審査、支払、コールセンター運営業務は、伊予鉄総合企画株式会社に委託して実施します。

医療・福祉施設等食材費高騰対策応援金（以下「応援金」という。）は、医療・福祉施設等食材費高騰対策応援金支給要綱（以下「支給要綱」という。）に定めるほか、この要領により支給するものとします。

1 趣旨

物価高騰が長期化する中、食材費高騰の影響を著しく受けながらもサービス維持に向け運営を続けている医療施設等、児童福祉施設等、障がい福祉施設等、高齢者福祉施設・事業所等、救護施設（以下「医療・福祉施設等」という。）を対象として、応援金を支給するものです。

2 支給対象者

1 対象施設

所在地が愛媛県内にあり、令和7年8月18日時点で運営中の別表に掲げる施設であり、かつ、令和7年4月から令和7年6月までの毎月又は特定の月に、食材費の全部又は一部を負担し食事を提供した施設

2 対象外施設

（1）次のいずれかに該当する者が設置する施設

- ① 県又は市町（医療施設を除く）
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ③ 県税に未納がある者
- ④ 上記のほか、応援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めた者

（2）上記1について、食材費を一切負担していない場合は、本応援金の支給対象外とする。

3 支給額

別表に基づき支給します。

4 申請手続

1 受付期間

令和7年8月18日(月)～令和7年10月1日(水)

WEB申請の場合：令和7年10月1日17時までの受付

郵送の場合：令和7年10月1日の消印有効

2 申請書等

必要書類			
	様式	書類名	注意事項
①	支給要綱様式 第1号の1 又は 第1号の2	医療・福祉施設等食 材費高騰対策応援 金申請書	- 提出方法は、WEB申請（様式第1号の1）又は郵送（様式第1号の2）に限ります。 振込先の口座名義人は、通帳表紙に記載のとおりに正確に記入してください。 必ず申請者名義の口座を指定してください。 ※法人の場合は当該法人、個人事業主の場合は当該個人の口座に限ります。
②	—	振込先がわかる書 類（預金通帳等）の 写し	- 通帳の表紙と裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分）の写しを添付してください。 - WEB申請での提出の場合は、写真データによる提出可

※申請書様式は、下記の愛媛県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/119812.html>

3 提出先・提出方法

WEB申請又は郵送により、次の宛先まで提出してください（持参不可）。

なお、WEB申請による提出の場合は、申請書の押印を省略できます。

【WEB申請の場合】※押印不要

下記いずれかの方法により専用ページにアクセスし申請

① 愛媛県ホームページ「医療・福祉施設等食材費高騰対策応援金について」の「WEB申請はこちら」リンクをクリック

② WEB申請ページのURLを入力

<https://ehime-iryofukushi.form.kintoneapp.com/public/web-shinsei-0818>

【郵送の場合】※押印必要

（提出先）〒790-0914

愛媛県松山市三町三丁目12-13

伊予鉄三町ビル1階

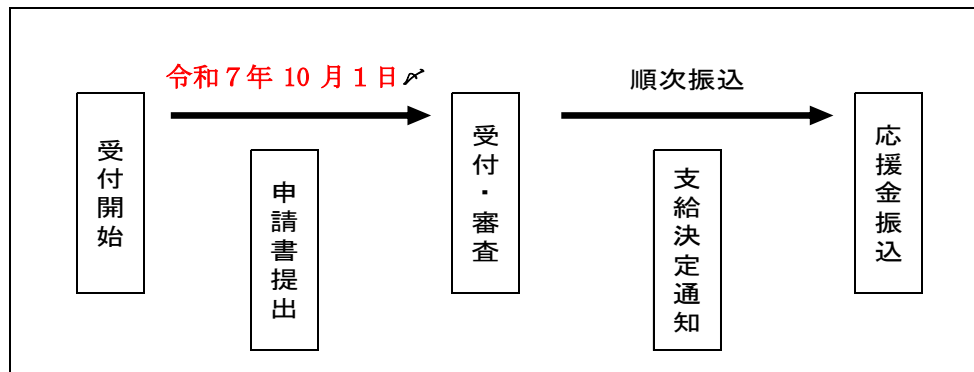
「医療・福祉施設等食材費高騰対策応援金」事務局 宛

4 審査・振込

事務局による審査の結果、応援金を支給する旨を決定したときは、後日、支給決定通知を送付のうえ、指定の口座へ振り込みます。

なお、申請書類に不備があった場合は、事務局から申請者へ連絡しますので、早急な修正をお願いします。

【審査の流れ】



5 その他

- ・ 申請は、1施設につき1回限りです。
- ・ 1法人で複数の施設区分の施設を運営している場合は、施設区分毎に申請書を作成のうえ、まとめて1回で申請してください。

5 その他

- 1 応援金支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、応援金の支給決定の全部又は一部を取り消し、応援金を返還いただきます。
- 2 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じコピー等をお手元に保管ください。
- 3 申請により得られた情報は、応援金支給業務以外に使用することはありません。

別表：支給対象施設及び支給単価表

施設区分	施設種別（支給対象施設・サービス種別）	1 定員あたり り支給単価
医療施設等	〔入所施設〕 病院（※）、有床診療所（※）、助産所 ※保険医療機関に限る。	3 千円/床
児童福祉施設等	〔入所施設〕 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親	3 千円/人
	〔通所施設〕 幼稚園、保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設、地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園、放課後児童クラブ	1 千円/人
障がい福祉施設・事業所等 ※基準該当、共生型障害福祉サービス事業所を含む。	〔入所施設〕 施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所、医療型障害児入所施設、短期入所施設、療養介護	3 千円/人
	〔通所施設〕 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A 型）、就労継続支援（B 型）、児童発達支援、放課後等デイサービス	1 千円/人
高齢者福祉施設・事業所等 ※医療機関のみなし指定を除く。	〔入所施設〕 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活（療養）介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	3 千円/人
	〔通所施設〕 通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所	1 千円/人
救護施設	〔入所施設〕 救護施設	3 千円/人

（注）法令に基づき、国、県又は市町が認可若しくは指定等をし、又は設置若しくは事業開始の届出等を受理したものに限る。